

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社Aで医療事務に従事していたが、請求人の申し立てによれば、平成〇年〇月〇日に折りたたみ椅子に座ろうとしたところ、椅子が突然壊れて、椅子に座った状態でそのまま床に叩きつけられるように垂直に尻もちをついた（以下「本件事故」という。）。請求人は、本件事故後は、そのまま通常勤務を続けていたが、同月〇日に勤務先で頭痛、吐き気、めまい等の異常な状態となり、B病院に救急搬送され「良性発作性頭位性眩暈」と診断された。

請求人は、その後、複数の医療機関に受診した後、平成〇年〇月〇日に整骨院で施術を受け、同月〇日にはC病院に受診し、「外傷性頸部症候群、脳脊髄液減少症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人はC病院に受診し、本件疾病名により加療を受けたが、本件疾病は本件事故に起因するものと主張するので以下検討する。

(2) 本件事故の状況及び経過についてみると、請求人は、本件事故発生日を平成〇年〇月〇日と主張しているが、電話聴取書では平成〇年〇月〇日、また同月〇日とも訂正しており、実際は定かではなく、同僚のDも、本件事故発生日を記憶していないことから、本件事故日も明確とはいえず、本件事故は同僚も記憶していない程度の出来事であったことがうかがわれる。また、事故発生後は格別異常を訴えずに通常に勤務し、その後受診した医療機関においても外傷等の他覚的異常所見は認められていないことから、本件事故による身体的負荷の程度は軽微なものであったと推認される。

(3) 本件疾病の発症に至るまでの経過について、請求人らの主張する平成〇年〇月〇日の本件事故発生から10日経過後の同月〇日に請求人は勤務先で異常な状態になり、B病院に搬送されたが、E医師は、請求人の傷病名について、平成〇年〇月〇日付け意見書で、「傷病名：良性発作性頭位性眩暈。頭部MR・CTや髄液検査で異常なし。」と述べている。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日からC病院を受診しているが、F医師は、同年〇月〇日付け意見書で、要旨、「傷病名は外傷性頸部症候群、脳脊髄液減少症。診断根拠は外傷以前の頭痛などの諸症状が存在せず、外傷後より症状出現、症状を起こしうる既往なし、以上より外傷との相関あり。検査所見は

平成〇年〇月〇日R I 脳槽シンチ、R I 注入1時間後、膀胱内R I 集積、R I 残存率低下（23.2%、24時間）、CTミエロ、腰椎及び頸椎より髄液漏出像。」と述べている。

G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書で、要旨、「B病院のMR I 画像から、頭部に異常所見は認めず、H脳神経外科病院のMR I 画像から頸椎、胸椎、腰椎に異常所見はなく、C病院のCTミエロ及びR I 検査の画像についても異常所見を認めない。外傷の場合は器質的損傷の程度によって回復時間の長短を左右するが、当該労働者においては、器質的損傷がないことは明らかであり、平成〇年〇月〇日に出現した症状が当該受傷によるとするのは、医学的根拠に乏しく、当該外傷由来の傷病とは異なる傷病によるものとするのが自然である。なお、C病院の傷病名に脳脊髄液減少症が記載されているが、平成〇年〇月に厚生労働省で示された画像判断基準から、脳脊髄液減少症と確定診断できない。」と述べるとともに、同医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定意見書で、「平成〇年〇月〇日撮影されたC病院のCTミエロ画像をF医師は漏出画像と捉えているが、異常所見は認めない。したがって、脳脊髄液減少症と確定診断できない。」と鑑定している。

(4) 請求人らは、本件事故によって請求人は身体に強い衝撃を受け、何らかの器質的損傷を伴う外傷を受けたものであり、F医師の「脳脊髄液減少症」との確定診断は信憑性が高く、本件事故と本件疾病との相当因果関係があると主張する。当審査会は、本件事故の発生状況や、その後の経過は前述のとおりであって、本件事故と本件疾病との因果関係を認めることはできず、また、F医師の「脳脊髄液減少症」の診断については、関係する医証等を精査したところ、「脳脊髄液減少症と確定診断できない。」とのG医師の意見は妥当なものであると判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。